

## 「水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定（案）」 に対する意見の募集について

水生生物の保全に係る水質環境基準は、水生生物の生息状況の適応性による類型区分（生物特A又は生物A）及びその類型区分毎に基準値が定められており、その基準を適用するためには、個々の水域に対して類型を指定する必要があります。

このため、本県では、2021年10月13日付けで当該環境基準の水域類型の指定について、愛知県環境審議会に諮問したところ、同審議会水質・地盤環境部会に付託され、審議されているところです。

このたび、同審議会水質・地盤環境部会において、その案がとりまとめられましたので、この案について、県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）に基づき、下記のとおり、県民の皆様からの御意見を募集します。

### 記

#### 1 意見募集期間

2021年11月〇日（〇曜日）から2021年12月〇日（〇曜日）（郵便は当日消印有効）まで

#### 2 意見の提出方法

お住まいの市町村名を御記入の上、別添の様式（愛知県のWebページからダウンロードできます。以下3参照）により、郵便、ファクシミリ又は電子メールにより、以下5の問合せ先に提出してください。

\*電話での御意見については、対応できませんので御了承ください。

予定

#### 3 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定（案）の入手・閲覧方法

愛知県Webページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/2021suiikiruikai.html>）から、資料の入手・閲覧（ダウンロード）ができます。

また、環境局環境政策部水大気環境課（県庁西庁舎6階）、県民相談・情報センター、各県民相談室、海部県民事務所広報コーナー、知多県民事務所広報コーナー及び新城設楽振興事務所広報コーナーにおいて閲覧できます。

#### 4 提出いただいた御意見への対応

- (1) 提出いただいた御意見は、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定を行う際の参考にさせていただきます。
- (2) 御意見に対して個別には回答いたしません。いただいた御意見を取りまとめた概要等についてWebページに掲載する予定です。
- (3) 提出いただいた御意見は、個人情報を除いて公開する場合があります。

#### 5 問合せ先

愛知県環境局環境政策部水大気環境課調整・計画グループ

〒460-8501（住所記入不要）

電 話 052-954-6221

F A X 052-961-4025

電子メール [mizutaiki@pref.aichi.lg.jp](mailto:mizutaiki@pref.aichi.lg.jp)

